

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 7 月 20 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

第 27 回参議院議員通常選挙における投票用紙の誤交付及び二重交付について

令和 7 年 7 月 20 日執行の第 27 回参議院議員通常選挙の第 9 投票区さつき学園において、下記のとおり投票用紙の交付誤り及び二重交付が発生しましたので、公表します。

記

1 事案概要

さつき学園投票所において、投票開始（午前 7 時）直後から数分の間、投票に訪れた 8 名の選挙人に、大阪府選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の投票用紙を逆に交付する事案が発生しました。このときに投じられた 6 名分の選挙区・比例代表への投票ならびに 2 名分の選挙区への投票は、無効となる見込みです。本件は、比例代表の投票用紙として誤交付された選挙区の投票用紙に投票先を記入しようとした 2 名の選挙人が、交付誤りに気づき職員に指摘したことから判明しました。（6 名の方については既に投票を終えられていました。）その際、職員は、この 2 名の方を選挙区の記載台まで戻って案内し、（誤交付された）選挙区の投票用紙をもって選挙区の投票をさせ、次に、比例代表の投票用紙を交付し比例代表の投票をさせたものです。この 2 名の方への対応の場合、選挙区の投票については問題ありませんでしたが、比例代表の投票用紙を 2 回交付した形（二重交付）となっており、重ねて誤った取り扱いとなったものです。この 2 名分の 2 回目の比例代表の投票は、有効となる見込みです。

6 名の方 選挙区＝無効 比例＝無効

2 名の方 選挙区＝有効 比例＝最初の票は無効、2 回目の票は有効

2 原因

開所直前に、投票所の設営レイアウトが前回のものとは異なっていることが発覚したため、その修復対応に時間を要し、午前 7 時までに行うべき用紙交付機のセッティングから確認までの作業を単独で行ったことから、思い込みにより本件誤りの発生を防ぐことができませんでした。

3 今後の対応

8 名の方には、直接お詫びをいたします。今後は、このような状況をも想定した設営準備を心がけるとともに、アクシデント発生時にも冷静に対処できるよう職員の法令知識等の向上をはかり、再発防止に努めてまいります。

問合せ：守口市選挙管理委員会

電話 06-6992-1784 (直通)